

公益社団法人空気調和・衛生工学会

支部規程

平成 23 年 10 月 20 日 理事会制定

平成 23 年 12 月 8 日 理事会改定

平成 25 年 10 月 24 日 理事会改定

第 1 章 支部

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下、「当法人」という）定款第 37 条に基づき、地域の特性を活かし会員相互の連携を深め、学術の振興、文化の進展に寄与することを目的に支部を設置し、各種の公益的諸活動を展開し、定款第 4 条の事業を行うため支部の組織、運営等について定める。

(設置)

第 2 条 支部は理事会の決議によって設置される。

2 支部を設置しようとするときは、正会員 20 名以上の署名と事業計画および経費支弁に関する方法を記載した支部設置趣意書を企画委員会へ提出し承認を得て、総務理事が理事会へ提案する。

(管轄地域の最小正会員数)

第 3 条 支部が管轄する地域には正会員 100 名以上いなければならない。

2 支部が管轄する地域において正会員の数が 100 名以下になった場合であっても、理事会が当法人の事業遂行に必要と認めたときは存続することができる。

(管轄)

第 4 条 次の地域に支部を設置する。

- (1) 北海道支部は、北海道を管轄する。
- (2) 東北支部は、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田の各県を管轄する。
- (3) 中部支部は、三重、愛知、静岡、岐阜の各県を管轄する。
- (4) 北信越支部は、新潟、長野、福井、石川、富山の各県を管轄する。
- (5) 近畿支部は、京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各府県を管轄する。
- (6) 中国・四国支部は、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、徳島の各県を管轄する。
- (7) 九州支部は、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の各県を管轄する。

- 2 管轄地域は理事会の決議を経て変更することができる。

## 第2章 支部運営委員会

### (運営)

第5条 支部運営を統括するため当該支部担当理事の管掌の下に支部運営委員会を設置する。

- 2 支部運営委員会の決定事項は、理事会の権限を侵すことはできない。
- 3 支部の組織名、役職名等は、社員総会、理事会、理事、監事などの名称を用いてはならない。また、善意の第三者が法律上の機関、名称と誤認するような名称等を用いてはならない。

### (任務)

第6条 支部運営委員会は次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 当該支部における定款第4条に掲げる事業の総合的な統括
- (2) 当該支部に属する組織の設置改廃
- (3) 当該支部の年間事業計画
- (4) 当該支部の予算作成と管理
- (5) 当該支部の活動状況報告

### (構成)

第7条 支部運営委員会の構成は次のとおりとする。支部長が認めた場合は、副支部長以下の役職兼任ができるものとする。ただし、兼任できる役職数は2以内とする。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 総務幹事 若干名
- (4) 会計幹事 若干名
- (5) 事業幹事 若干名
- (6) 支部長が必要と認めた委員 若干名

### (選任)

第8条 支部長は、業務執行理事の中から理事会において選任される。

- 2 支部長は、当該支部の正会員の中から副支部長および各幹事を選任する。
- 3 支部長は、原則として当該支部の正会員の中から委員を選任する。

### 第3章 支部運営委員等の役割

#### (職務)

第9条 支部長は、当該支部を代表し運営管理を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し当該支部における組織間の調整を行う。
- 3 総務幹事は、副支部長を補佐し当該支部における全体的な活動の支援と調整を行う。
- 4 会計幹事は、支部の活動に関する会計事務を統括する。
- 5 事業幹事は、当該支部における各種事業の企画、立案、運営を行う。

#### (会計)

第10条 支部の活動に関する収支は、当法人全体の会計として取り扱う。

#### (報告・承認)

第11条 支部長は、毎年4月に開催する理事会までに前年度の支部運営委員会名簿、事業報告および収支決算を理事会に報告しなければならない。

- 2 支部長は、翌年度の収支予算に基づく事業計画を提案し理事会の承認を得なければならない。

#### (報告会)

第12条 支部運営委員会は、当該支部の年間の活動結果ならびに事業計画等を管轄地域の正会員に報告するための会を開く。

### 第4章 支部の廃止

#### (廃止)

第13条 支部の廃止は、理事会の決議にて行う。

- 2 支部の廃止提案は、支部長が提案書を作成し理事会へ提案する。

### 第5章 雑則

#### (改廃)

第14条 本規程の改廃は、総務理事が起案し理事会の決議を得る。

## 附則

- 1 本規程は、平成 23 年 10 月 20 日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。